

具体的な方策の検討にあたって構成員から出された意見

本報告書第3章「目指す姿と具体的な方策の構築に向けて」の検討にあたって、事前に以下の項目について構成員各人から出された意見等を集約したものです。

1 目指す姿（目標）

意見記入のための参考事項

- 事例1 信州山岳環境保全のあり方研究会 - 山岳地におけるトイレ対策 - の目標
『県内の山岳地におけるトイレからできるだけ短期間 おおむね10年以内 で、「自然浸透処理」をなくしていく』ことを目標とした。
- 事例2 前回までの検討を踏まえた目標
管理者が不明確な登山道の管理者の明確化が進む。
管理者が不明確な登山道の管理体制が山域ごとに確立する。
山域の登山道全体（管理者明確・不明確を問わず）の管理体制が確立する。
山域ごとに目指す整備水準を関係者が共有しながら維持・管理が行われている。
山域ごとに、利用者への情報提供が統一的行われている。
登山道周辺の自然環境の荒廃に歯止めがかかり、植生復元が各山域で実践されている。
出来る限り自然物と自然地形を活かす登山道補修技術が定着、継承されている。
登山道利用者（協力金）やボランティア参加（労働力提供）等による維持・補修の仕組みが活発化している。 ...等

2 具体的な方策の構築に向けて

目指す姿を実現するための具体的な方策や、関係者が行うべき実践内容などについて記入

- 1) 管理者の明確化を進めるために
- 2) 管理者が不明確な登山道の管理体制を山域ごとに確立するために
- 3) 山域の登山道全体（管理者が明確・不明確を問わず）の管理体制を確立するために
- 4) 山域ごとに目指す整備水準を関係者が共有していくために
- 5) 山域ごとに、利用者への情報発信を統一的行っていくために
- 6) 登山道周辺の自然環境の荒廃に歯止めをかけ、植生復元を各山域で実践していくために
- 7) 自然物と自然地形を活かした登山道補修技術を定着、継承していくために
- 8) 登山道利用者（協力金）やボランティア参加（労力提供）などによる維持・補修の仕組みを定着させるために
- 9) その他

1 目指す姿（目標）

（目指す姿）

構成員の意見

日本人・外国人を問わず、登山者・ハイカー・自然愛好家が安心して歩ける登山道のシステムを全県に構築し、世界中からの利用者が訪れる信州の山岳環境を構築する。

自然環境に配慮した登山道の整備を実践するために管理者を明確にし、各山域で管理体制を確立し実施する。

緊急的に必要なことは、登山道管理者の明確化、山域ごとの管理体制の確立あたりだと思う。

山岳は貴重な観光資源ではあるものの、貴重な動植物、他に類を見ない風景・景観など、保護、保全の必要な場所でもあり、観光としての利用と保護の考えのもと、利用者人数、施設の整備などについて学識経験者、NPO、観光関係事業者、支援企業などによる協議会により管理運営され、行政は直接ではなく間接的に維持継続を支援する。また、各山域の協議会のネットワーク作りを仕掛けて継続支援する。

長野県内の登山道において、管理者の明確化や関係機関の協力などによる管理体制を確立する。

また、周辺自然環境の荒廃を抑止し、自然物と自然地形を活かした登山道整備を推進する。

関係者が一丸となり管理を行い、従来の整備に加え「長持ちする工法」を検討し、水準の高い整備を目指す。

『登山行為は自己責任のもと困難を克服する行為である』と言うことを全面に打ち出し、長野県内山岳地の登山道等の整備については、自然の状態に任せることを基本とするが、自然環境や植生等を守りながら、最低限の整備・補修等を行うと言うことを広くPRしていくことが必要と考える（登山者のために最低限のお手伝い〔維持・整備〕しかしない）。将来的にはこれを日本の常識にしていく。

2 具体的な方策の構築に向けて

1) 管理者の明確化を進めるために

構成員の意見

進めるためには、あり方研究会で試案を作成し、市町村・県・国の合意を得る。

地元市町村が中心となり、県、国（環境省・林野庁・砂防等）、地元事業者と一体となった維持管理団体を作る。

賠償責任保険でリスクを回避するとともに、リスクの範囲を明確にした上で、管理者となる。

林野庁の歩道無償貸与の手続きの簡素化を図る。

管理者になれない理由としての責任（事故発生時の責任、整備の責任）の低減、責任の所在の明確化を図る。

自己責任と管理者責任の区分け（ゾーン分け）

整備体制の整備 ボランティア、企業との協定。

土地所有者、地元関係団体、国機関、地方自治体による委員会を開催し、管理の所在を明確化する。

国立公園といえども、地域制公園である以上、関係者の協議・合意形成が不可欠である。（三位一体改革は、当面、国費の流れが変わるだけである。）それは、国定公園においても同様である。

それぞれの地域ごとに、必要あれば協議会等を組織し取りかかる。法による責任、利害関係の深さ等によって、落ち着きどころを模索する。それができないところは、整備水準が低下しかねない。

土地所有（管理）者および自然公園管理者は、登山道ルート of 明示・台帳整備を行う。

土地所有（管理）者および自然公園管理者ならびに県は、登山道管理者もしくは協働的登山道整備団体への支援を積極的に行う。

山域ごとに登山道に関する研究・協議会を活用（もしくは新設）し、協働的な登山道整備体制を設立する。

登山道について情報提供し、管理者がはっきりしない登山道を明確化することの大切さを知らせていく。

管理者の明確化＝責任の明確化でもあるため、これが大きなネックとなっている。自然公園内の登山道等においては、市町村が土地所有者から登山道等敷地を借りて管理しているものもあるが、事故等により訴えられた場合に全責任が市町村では困る。所有者にも責任・負担もある

2) 管理者が不明確な登山道の管理体制を山域ごとに確立するために

構成員の意見

進めるためには、あり方研究会で試案を作成し、市町村・県・国の合意を得る。

地元市町村が中心となり、県、国（環境省・林野庁・砂防等）、地元事業者と一体となった維持管理団体を作る。

地主（特に林野庁）と公園管理者の姿勢や目標を明確にして、地元自治体や山岳関係者へ働きかけていく。

協議会体制とサポート体制、サポートはボランティア・企業

国立公園といえども、地域制公園である以上、関係者の協議・合意形成が不可欠である。（三位一体改革は、当面、国費の流れが変わるだけである。）それは、国立公園においても同様である。

それぞれの地域ごとに、必要あれば協議会等を組織し、取りかかる。法による責任、利害関係の度合い等によって、落ち着きどころを模索する。それができないところは、整備水準が低下しかねない。

管理体制の実態把握が先である。

土地所有者、地元関係団体、国機関、地方自治体による委員会において確認する。

管理者になることのリスクを軽減する方法を考える。

最低限の整備・補修等を行うためにも明確化は必要である。但し、山域や稜線(市町村境)ごとに状況は異なると思うので、山域単位としない確立方法もあるのでは。

3) 山域の登山道全体（管理者が明確・不明確を問わず）の管理体制を確立するために

構成員の意見

山小屋への委託管理の徹底、管理チェック委員会（仮称）の委員による半定期的パトロールの実施。

地元市町村が中心となり、県、国（環境省・林野庁・砂防等）、地元事業者と一体となった維持管理団体を作る。

地主（特に林野庁）と公園管理者の姿勢や目標を明確にして、地元自治体や山岳関係者へ働きかけていく。

協議会体制とサポート体制、サポートはボランティア・企業、しかし山岳登山道の修繕には技術が必要。実行者の住み分け（ボランティアと技術者への委託）。

国立公園といえども、地域制公園である以上、関係者の協議・合意形成が不可欠である。（三位一体改革は、当面、国費の流れが変わるだけである。）それは、国立公園においても同様である。

それぞれの地域ごとに、必要あれば協議会等を組織し、取りかかる。法による責任、利害関係の深さ等によって、落ち着きどころを模索する。それができないところは、整備水準が低下しかねない。

利用可能な既存の制度、慣習をそつなく適用する。

土地所有（管理）者および自然公園管理者ならびに県は、県内の登山道管理について、その内容・整備方針・整備水準に関する指針を定める。

山域ごとに登山道に関する研究・協議会を活用（もしくは新設）し、地域的な管理指針および管理計画を検討する。

土地所有者、地元関係団体、国機関、地方自治体による委員会を定期的開催し、今後の方針等も含め検討する。

使われていない登山道(廃道同様)は別として、最低限の、整備・補修等を行うためにも、管理者を明確化する必要がある。

公園計画等とは別に、観光サイドの観点で（例）「長野県の登山道」などルートを示す必要がある。山域ごとでも可。岩登り沢登り等、管理が困難なルートは除外する。

4) 山域ごとに目指す整備水準を関係者が共有していくために

構成員の意見

研修会、報告会の度重なる開催。

山域ごとに整備を行う団体を特定して、関係者で協議・連携できる体制をつくる。

山域ごとの連絡会や協議会が作れば一番だが、機能しなかったり、欠席が多くては意味がない。特に、山小屋が忙しい夏場や地理的な不便といったことから、一同が集まりにくいこともあるので、インターネットのメールを活用して情報交換することが手軽だし、長続きするのでは。

国立公園は環境省が、国定公園は県が、それぞれ公園の管理計画の中で整備水準を示す。管理計画作成の過程で、関係者の意見を聞き、合意形成を図る。

登山の自己責任思想の定着と登山道整備の実態の啓蒙、各種PR、山岳雑誌、観光業者を通じた登山者へのPR（ツアーバス内での説明等）。

山域ごとに登山道に関する研究・協議会を活用（もしくは新設）し、登山道の整備方針・整備水準に関する研究を継続する。

標準構造等を見なおし、マニュアル的な整備を行っていく。

長期的な観点で整備をすすめるべく、いわゆる「小手先の一時的な整備」を改善していく。

山域ごとに条件は異なるが、現時点で各地域にある（安価・長持ち・自然にマッチした工法）例を紹介いただき、その方向へみんな進む（目合わせ）。

5) 山域ごとに、利用者への情報発信を統一的行っていくために

構成員の意見

入山口・山小屋での掲示、山岳雑誌等への掲載、パンフレット等の配布。

案内看板の統一表示と多言語化（日・英・中・韓）、外国人向け地図・パンフレットの製作

まずは、情報を収集することが重要。行政・警察・山小屋・遭対協各隊員等がまず、情報を共有し、山岳地でも使用可能な携帯電話を利用したメーリングリストの活用、それをまとめて各山域のホームページとして登山者に見てもらう。

登山者は情報の発信者としての位置付けを、発信される情報の受信体制の整備を図る。

受信された情報の信頼性による区分と、統一的表现により利用者の分かりやすい情報提供を目指す。

市町村等の協力を得て、協議会等が情報発信を行う方式を検討。

土地所有（管理）者および自然公園管理者ならびに県は、県内の登山道管理について、情報発信の内容・様式に関する指針を定める。

県や登山道管理者また、山域ごとの各山域の登山道に関する研究・協議会は、インターネット等を活用した迅速な情報発信ならびに収集を推進する。

地元観光関係団体を軸として情報を集約し、パンフレット・インターネット等により発信していく。

インターネットで登山情報を一元的に見られるように（リンク方法の検討や窓口の明確化）。

6) 登山道周辺の自然環境の荒廃に歯止めをかけ、植生復元を各山域で実践していくために

構成員の意見

例) グリーンパトロールに協力してもらい、半定期的なパトロール(調査)をして、結果の発表と対策。

信大・山岳博物館・その他の研究機関と協同していく仕組みもビルトインする。

大学等の研究機関とタイアップし、モデル事業を実施する。

整備水準目標が共有できれば、各関係者が実施できると思う。

全国・県内の優良事例の登山道の見学会を行う。

中央アルプス県立公園千畳敷周辺の整備案検討は、大変参考になる事例である。このような事例を各地域に知らせる。

歩道の整備技術者には、研修会参加、実施地域の見学等を行う。

登山道は山に登るためのものであるとともに、周辺の自然環境を守るものであることの認識を啓蒙する。また、植生復元をボランティアで行い、その様子をじかに登山者に見てもらうことで啓蒙を図る。

土地所有(管理)者および自然公園管理者ならびに県は、登山道管理者もしくは協働的登山道整備団体による周辺植生復元への支援を積極的に行う。

県ならびに試験研究機関は、登山道整備や植生復元に関する事例・手法について広く情報収集・研究し、植生復元手法について情報提供・支援を行う。

県や試験研究機関、登山道管理者等は、登山道整備後の周辺自然環境の変化について確認し、周辺自然環境に荒廃の兆候がみられる場合には、登山道管理・整備の見直しを行う。

立ち入り禁止区域の明示、現地での指導を進めていく。

今後、登山道の利用状況等より判断し、可能な範囲で登山道の取捨選択を実施していく。

廃止箇所がある場合には植生の完全復元を目指すべく立ち入り禁止措置等を行っていく。

集団登山を行う学校への働きかけ。

7) 自然物と自然地形を活かした登山道補修技術を定着、継承していくために

構成員の意見

補修技術研修会を開催する。

登山道の補修を定期的に行い、作業従事者を継続的に雇用する体制を作る。

見学会や講習会の開催。

技術の定着、伝承には、その仕事で安定した生活が得られることも必要。

土木業界の企業と協定(一社ではなく協会等連合体と協定する形)し、技術の定着・継承を図っていく。山岳県長野にあって自然環境の保全に協力しているという企業PRができることを行政として認める。

地域に即した技術を継承するためには、その技術の適用機会をコンスタントに提供する必要がある。

人力中心の安価な技術が中心になるので、グリーンワーカー事業のような事業を、いくつか定着させるよう工夫し、働きかける。

山域ごとに登山道に関する研究・協議会を活用(もしくは新設)し、登山道補修技術に関する研究・継承を推進する。

標準構造等を見なおし、マニュアル整備等を行いたい。

8) 登山道利用者(協力金)やボランティア参加(労力提供)などによる
維持・補修の仕組みを定着させるために

構成員の意見

山域毎の登山道等の維持団体を明確にして、協力金やボランティアを受け入れる体制を整備。作業中の事故への対応もできるようにする必要がある。

有料トイレと同じ方法で、取り組み者の心を捉えるためには新聞報道がその都度必要。

各山岳会や山岳雑誌との連携、ボランティア保険等の整備。

官公庁の考えだけでは無理ではないか。ボランティア団体・NPO側のニーズを把握することが必要。そのためには、こちらから仕組みについての考え方・何をしてもらいたいかを伝える必要がある。協力金は長野県リフレッシュ事業を継続させる。但し、100万に満たない分を山小屋だけに求めず、広く恩恵を得ている人に。協力金は「受益者負担」との位置付けと考える。

協力金方式：当面、長野県で始めた方式を、各地域に定着させる。本格的利用者負担方式を始めするには、制度の変更を要するのではないか。

労力提供：歩道の実質的維持・補修を外部のボランティアに期待するのは無理である。近隣住民ならば可能性がある。

外部のボランティアに期待すること - 地域のシンパ(ファン)になってもらうこと。そのきっかけとして実質的作業をお願いするとすれば、歩道の笹狩り、補修必要箇所の通報等ではないか。

近隣住民への期待 - 中心人物の出現を期待する。

県や登山道管理者また、山域ごとの各山域の登山道に関する研究・協議会は、インターネット等を活用した迅速な情報発信ならびに収集を推進する。

地元観光関係団体ボランティアによる定期的な刈払い等の実施が定着している。

信州の登山道リフレッシュ事業の促進。

現状では山小屋関係者が主体の維持・補修となるのでは。全くのボランティアの場合でも費用は必要、保険等の問題もあり検討が必要。

9) その他

構成員の意見

三位一体改革で、環境省は自らの守備範囲を明確にしたので、相当の努力をして守備範囲を守って欲しい。

山岳を抱える自治体は多くある。

長野県の取り組みを全国に発信する。

この取り組み結果を、所属する組織にも普及していきたい。

整備の進め方について

昨今、既存の登山道・遊歩道の整備の進め方について、環境省より「(登山道・遊歩道の)開設時に認可取得を得た者が行うこと」と指導を受けているが、例えば国・県により開設された路線の場合、直轄整備を待てないような緊急を要する整備が必要とされるときがある。このような場合に柔軟な対応ができるような方策を検討してほしい。また「災害復旧」に準ずるような事業の導入について検討してほしい。

信州の登山道リフレッシュ事業について

長野県生活環境部 自然保護課

1 事業概要

事業名	予算額 [平成18年度]	事業内容
信州の登山道リフレッシュ事業	【補助金】 300万円	<p>山岳環境の保全や登山者の安全を確保するため、管理者が不明確な登山道の日常的維持・補修を、登山道利用者からの協力を活用して、山小屋等関係者と県が連携して実施します。</p> <p>実施山域：長野県内の自然公園全域 補助対象：登山道の維持・補修に必要な資材等の購入費 協力金：目標金額300万円 補助率：1/2</p>

2 事業のフロー



3 事業実施山域及び事業主体（平成18年度）

山域	事業主体（山小屋等関係者）
北アルプス北部	北アルプス北部山小屋組合
北アルプス南部	北アルプス山小屋友交会
南アルプス北部	長谷山小屋組合
八ヶ岳 蓼科山	八ヶ岳観光協会
御嶽山	田の原天然公園の環境を守る会
雨飾山	小谷山案内人組合（小谷温泉旅館組合）
計 6山域	6団体